

仲田パートナーズ会計週刊FAX通信

発行所：税理士法人 仲田パートナーズ会計
〒223-0053 横浜市港北区綱島西 1-17-22
TEL 045-542-3566 FAX 045-542-3516
E-mail: daiyou@nakada-partners.or.jp
URL: http://www.nakada-partners.or.jp

今週のことば

特別家賃支援給付金（仮称）

新型コロナウイルスの影響により売上が大幅に減少した中小企業や個人事業主等に対して、家賃を補助する制度が検討されており、第二次補正予算案に盛り込まれる予定。

今週のコよみ

ご自分の予定を確認して下さい

5/25(月) 赤口
26(火) 先勝
27(水) 友引
28(木) 先負
29(金) 仏滅
30(土) 大安
31(日) 赤口 世界禁煙デー・日本ダービー（無観客）

先週の株と為替

	日経平均株価	円(対米ドル)
5/18(月)	20,134 △ 97	107.17 ▼0.08
19(火)	20,433 △299	107.41 ▼0.24
20(水)	20,595 △162	107.65 ▼0.24
21(木)	20,552 ▼ 43	107.77 ▼0.12
22(金)	20,388 ▼164	107.45 △0.32

中止等されたイベントに係る寄付金控除

新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止等された文化芸術・スポーツイベントについて、チケット等を購入した個人が払戻しを受けずにイベント主催者に寄附することを選択した場合、寄附金控除（所得控除又は税額控除）を適用できる制度が創設されました。

◆指定を受けた一定のイベントが対象

本制度では、令和2年2月～令和3年1月までに国内で開催された又は開催予定だったものの、中止・延期・規模縮小された文化芸術・スポーツに関連するイベントであって、要件を満たすものを幅広く対象としており、映画やテーマパークなどの観覧イベントも含まれます。

ただし、中止等されたイベントが自動的に本制度の対象となるのではなく、主催者が文化庁・スポーツ庁に申請し、指定を受けることが必要となります（指定を受けたイベントは文化庁・スポーツ庁のHPで公表）。

◆本制度による控除の適用は確定申告が必要

指定イベントのチケット等を購入している個人が本制度による寄附金控除の適用を受ける場合は、①主催者に対して払戻しを受けない旨を連絡する、②主催者から「指定行事証明書」と「払戻請求権放棄証明書」の交付を受ける、③2種類の証明書をを用いて確定申告を行うことで控除が適用できます。

また、払戻しを受けずに本制度の寄付金控除となる金額は、年間合計20万円が上限となります。

なお、既に払戻を受けている場合や、指定された時点で既に払戻期限が過ぎているイベントについて払戻しを受けていない場合も、要件を満たせば本制度の対象となります。

■この記事の詳細は、情報BOX201519

事業再開に向けた補助金の支援拡充

新型コロナに伴い、「ものづくり補助金」、「小規模事業者持続化補助金」、「IT導入補助金」では、補助率等を上げた「特別枠」が設けられており、A：サプライチェーンの毀損への対応、B：非対面型ビジネスモデルへの転換、C：テレワーク環境の整備、いずれかの投資が補助対象経費の1/6以上であることが要件となっています。

緊急事態宣言の解除等による事業再開を後押しするため、①特別枠のうち、上記B又はCに該当する場合は補助率を3/4に引き上げ、②「ものづくり補助金（特別枠）」と「持続化補助金」は、業種別ガイドライン等に基づく感染防止対策の取組に上限50万円（事業再開枠）を上乗せします。

賃料を減額した場合の消費税率の経過措置

消費税率10%への引上げの際、資産の貸付けに係る消費税率等の経過措置により旧税率8%が適用されている賃料を変更した場合は、原則として変更後は経過措置の適用を受けられません。

ただし、新型コロナの影響を受けた賃借人の支援のために賃料を減額する場合は、「正当な理由に基づくもの」として、引き続き経過措置が適用されます。

この場合は、契約書や覚書等において支援のために減額する旨を明らかにしておきます。

詳細請求手順

情報BOX番号が付いている記事の詳細情報は下記の手順で取り出すことができます。【無料】

①03-3940-6000へTEL(プッシュ回線)。

②記事下のBOX番号を入力し#。

③取り出し先のFAX番号を入力し#。

※アナウンスのガイドに添って入力して下さい。

中止等されたイベントの払戻しを放棄した場合の寄附金控除の適用

◆制度の概要

新型コロナウイルスの感染拡大防止のために中止等された一定の文化芸術・スポーツイベントについて、チケット等を購入した個人が払戻しを受けることを放棄し、当該イベントの主催者に寄附する場合、その放棄した払戻額について、認定 NPO 法人や公益社団法人等に対する寄附金と同様に、寄附金控除（2 千円を差し引いた額を所得から控除）又は所得控除に代えて税額控除（2 千円を差し引いた額の 40% を所得税額から控除）を選択して適用できる制度が創設されました。

※令和 2 年 2 月 1 日から令和 3 年 12 月 31 日 までの間に行われた払戻請求権の放棄が対象となります。また、控除の対象となる金額は年間合計で 20 万円が上限となります。

※本制度の対象となるもののうち、住民の福祉の増進に寄与するものとして都道府県・市区町村が条例で定めるものについては、個人住民税の税額控除の対象となります（最大 10%）。

◆対象となるイベントについて

本制度における寄附金控除の対象となるイベントは、以下の要件を全て満たすものとして主催者が文化庁・スポーツ庁に申請し、指定を受けたイベントです。要件を満たすイベントが自動的に対象となるものではないため、文化庁・スポーツ庁のホームページ（申請中イベント、指定イベントの一覧を公表）、又は主催者のオフィシャルサイトで確認します。

【対象イベントの要件】

- ①文化芸術又はスポーツに関するものであること（※1）
- ②令和 2 年 2 月 1 日から令和 3 年 1 月 31 日までに開催された又は開催予定であったものであること
- ③不特定かつ多数の者を対象とするものであること（※2）
- ④日本国内で開催された又は開催する予定であったものであること（※3）

新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響により、現に中止・延期・規模縮小されたものであること

中止等の場合には、払戻しを行う規約等がある又は現に払戻しを行っているものであること

※1 例えば、・音楽コンサート、エンターテインメント、伝統芸能などの公演イベント、・映画、博物館、個展、テーマパークなどの観覧イベント、・プロスポーツの試合、マラソン大会などの参加型スポーツイベントなど、幅広く対象となります。

※2 広く一般にチケット、入場券、イベント参加券等が販売されており、数名以上の参加が想定されていたものを指します。参加予定者が特定の者に限定される場合は、対象とはなりません。

※3 仮想空間上でのみ開催するイベントについては、本制度の対象とはなりません。

◆既に払戻しを受けている場合などの取扱い

◎既に払戻しを受けた者からの遡及的な払戻請求権の放棄について

既に払戻請求権の行使をした者（自動払戻システムにより払戻しを受けた者を含む）であっても、令和 3 年 1 月 29 日までに払戻しを受けた金額を主催者に対して返還した場合には、払戻請求権を放棄したものとみなして、本制度の対象となります。

※令和 2 年 10 月 31 日までに払戻請求権の行使をしている場合に限りです。

◎指定を受けた日以前に行われた払戻請求権の放棄について

指定を受けた時点で、既に払戻期限が過ぎているイベントについても、当該払戻期限到来前に、主催者に対する寄附の意思を表明し、払戻請求権を放棄した者、又は 当該払戻期限到来前に払戻し請求を行わなかった者であって、主催者への寄附の意思を有していた旨を事後的に宣誓書等により主催者に示した者については、本制度の対象となります。

◆本制度による寄附金控除を適用する場合

- ①主催者指定の方法にて、払戻しをしない旨を連絡します。
- ②主催者から「指定行事証明書（指定行事に該当することその他一定の事実を証する書類）」の写し、「払戻請求権放棄証明書（放棄をした入場料金等の払戻請求権の価額その他一定の事実を証する書類）」の交付を受けます。
- ③払戻しを放棄した翌年の確定申告において、主催者から交付を受けた証明書を確定申告書に添付して税務署に提出します。